

介護保険制度について

▽長寿福祉課 ☎44・3005

1 福祉用具貸与

対象品目
 ①車いす ②車いす付属品
 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト(つり具の部分を除く) ⑨介助用ベ

ルト ⑩自動排泄処理装置 ⑪手すり ⑫スロープ ⑬歩行器 ⑭歩行補助つえ

※原則①～⑨は要介護2、5、⑩は要介護4、5の人が対象となりますが、例外的に要支援1、2、要介護1の人でも対象となる場合があります。

2 社会福祉法人等の利用者負担軽減

介護保険制度では1割負担が原則ですが、下表の事業所を利用する市町村民税の非課税世帯の人で次の条件全てを満たす人は負担額が軽減されます。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下
- ②預貯金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下
- ③世帯が居住用家屋や日常生活に必要な資産以外に

軽減を受けられる市内事業所

・緑風館	・みどりの家
・どんぐりの里	・幼老複合型ういず
・翁寿園	・太陽の家
・伊加利デイサービスセンター	
・平成ホームヘルパーステーション	
・社会福祉協議会訪問介護事業所	
・すいせんホーム	
・小規模多機能施設 風らん	

利用できる資産を持たない
 ④負担能力のある親族に扶養されていない
 ⑤介護保険料を滞納していない
軽減額 利用者負担額の25%。老齢福祉年金受給者は50%

6月下旬郵送

福祉医療の受給者証送付 7月から利用できます

受給者証の交付

交付には**所得の申告が必要**です。対象者でも所得の申告がない場合は、受給資格の確認ができないため、受給者証を交付できません。
 ※平成25年1月1日に市内に住所がない人は、住所があった市区町村で平成25年度所得・課税証明書(市民税所得割税額の控除の明細がわかるもの)の交付を受けてください。

子ども医療費の助成拡大

7月1日より中学1年生から中学3年生までの通院医療費の医療保険にかかる自己負担額の1/3を助成します。

対象者(所得制限内の人)には6月上旬に郵送にて申請書を送付しますので必要事項を記入のうえ、総合窓口センター等に提出してください。受給者証は6月下旬

大会結果

(敬称略)

○数字が順位。関係分のみ掲載

- ◆サンライズ淡路旗 少女バレーボール大会 (5月3日、サンライズ淡路)
- ①賀集少女バレーボールクラブ
- ◆マクドナルドカップ全日本少年軟式野球大会

★大会結果は、情報課までお寄せください。☎43・5003 ☎43・5103。市大会規模以上※大会結果は大会主催者側からの情報提供に基づき作成しております。

3 福祉用具購入費支給

▽条件 要支援・要介護認定
 ▽限度額 年間10万円
利用方法
 ①指定販売店で必要な福祉用具を購入
 ②申請書、カタログの写し、領収書を市へ提出

③審査後、購入費の9割を支給
対象品目 ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分 ⑥便座の底上げ部材 ⑦自動排泄処理装置の交換可能部分

4 介護施設入所時の費用軽減

老人福祉施設や老人保健施設、療養型施設などの介護保険施設に入所してサービスを受ける場合、次の対象者は居住費(滞在費)と食費に限度額が設定されます。

対象者と負担限度額は表1、2のとおりです。

表1.軽減措置が受けられる対象者

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で本人と世帯全員が市町村民税非課税の人
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で「本人の合計所得+課税年金収入」が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階以外の人

表2.負担限度額と基準費用額(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)				
		多床室(相部屋)	従来型個室(特養)	従来型個室(老健、療養)	ユニット型(準個室)	ユニット型(個室)
基準費用額	1,380円	320円	1,150円	1,640円	1,640円	1,970円
第1段階	300円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	320円	420円	490円	490円	820円
第3段階	650円	320円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

▲施設によって、利用者負担額が基準費用額と異なることがあります

5 住宅改修の補助

▽条件 要支援・要介護認定で居宅で生活する人
 ▽限度額 20万円
利用方法
 ①ケアマネジャーに相談。改修の理由書や見積書などを添えて市へ事前申請

②工事を実施。費用は、一旦全額自己負担
 ③領収書と工事費の内訳がわかる書類(改修前後の写真等)を市へ提出
 ④審査後、上限額内で改修費の9割額を支給
対象工事 ①手すりの取り付け ②段差解消 ③洋式便器等への便器の取替え ④引き戸などへの取替え ⑤滑り防止や移動の円滑化のための床材の変更など

2と4の申請方法

総合窓口センター備付の申請書に必要事項を記入して各総合窓口センター・連絡所・出張所又は長寿福祉課へ提出。現在、制度を利用中の人は更新案内の通知を6月中旬に送付します。

児童手当 現況届の手続きは6月中旬!

児童手当を受給している人は、6月中旬に「児童手当現況届」を提出してください。6月初旬に対象者あてに現況届を郵送しますので、必須事項を記入押印の上窓口で手続きをしてください。この届出がないと、6月分

以降の児童手当が一時受けられなくなります。受付期間 6月3日(月)から6月28日(金)まで 受付場所 各総合窓口センター、連絡所、出張所支所。※平日受付です。 ☎福祉課 ☎44・3002

退職による国民年金保険料の特例免除

退職(失業)したことで国民年金保険料の納付が困難なときは納付の免除を受けられる制度があります。申請する年度または前年度で、退職(失業)の事実がある場合に対象となります。(配偶者、世帯主に一

定所得がある場合は対象外です) **必要なもの** ①印鑑 ②基礎年金番号のわかるもの ③失業を確認できる証明書の写し(離職票等) ☎市民課 ☎43・5023

(5月3日～5日、尼崎市)

②南淡中学校

◆淡路だんじり唄コンクール (5月12日、淡路文化会館)

〔祭り・保存・継承の部〕▽①阿万塩屋町祭礼団 ②野原祭礼団 ③福良東本町だんじり唄伝承会〔愛好の部〕▽①北阿万だんじり唄同好会 ②O.O.O.三原だんじり唄保存会青年部〔少

年・少女の部〕▽①福井子供会祭礼団 ②福重〔特別賞〕▽振り和也▽ことは▽岡本孝史、谷本尚之

◆県会議員杯・三原ミニバスケットボール教室優勝大会 (5月12日、市小学校) ▽Aブロック ①6年女子 ▽Bブロック ①男子A

広告



エアコン大丈夫?

6月に入って暑くなってきましたね。ついつい車のエアコンも入れてしまいますよね。車のエアコンにもフィルターが付いているのをご存知ですか? フィルターひとつでエアコンの冷えも臭いも全然違いますよ。エアコンのご用命も黄色い看板の整備工場まで。

兵庫県自動車整備振興会 南あわじブロック

プロの証 近畿運輸局長認証

自動車分解整備事業